

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月28日
久米南町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項に規定において準ずる同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				里方北	無	令和4年度～令和8年度	里方北環境保全向上活動組織
○				北庄東	無	令和4年度～令和8年度	北庄東地域資源保全組合
○				山手前	無	令和4年度～令和8年度	山手前資源保全向上活動組織
○				南庄北	無	令和4年度～令和8年度	南庄北地域資源保全向上活動組織
○				塩之内中組	無	令和1年度～令和6年度	塩之内中組活動組織
○				上粳	無	令和2年度～令和6年度	上粳活動組織
○				上弓削	無	令和2年度～令和6年度	上弓削活動組織
○				上神目・下二ヶ	無	令和2年度～令和6年度	上神目・下二ヶ地域資源保全会
○				別所	無	令和1年度～令和6年度	別所地域資源保全会
○				山手後	無	令和2年度～令和6年度	山手後活動組織